# 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、一般社団法人奈良県歯科医師会(以下「甲」という。)と一般社団法人奈良県歯科衛生士会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

# (総 則)

- 第1条 この協定は、一般社団法人奈良県歯科医師会防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故 (大規模な車両事故、 航空機事故等)を含む。
- 3 乙は会員及び関係団体等に対し、第1条第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

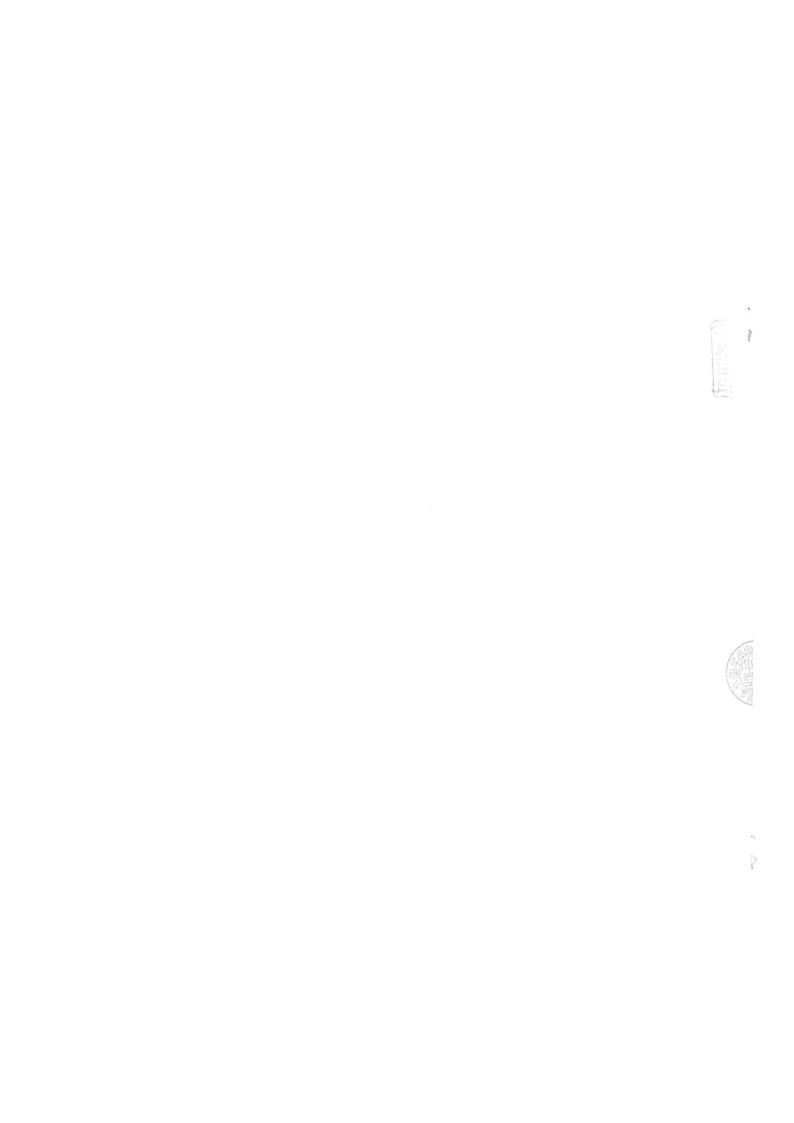
# (医療救護活動への協力)

- 第2条 甲は、一般社団法人奈良県歯科医師会防災計画に基づき医療救護活動を実施する 必要があると認める場合には、乙に対し、歯科衛生士の派遣を要請する。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに歯科衛生士を、甲に指 定された災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟及び避難所等(以下 「医療救護施設等」という。)に派遣する。
- 3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかに その被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護 活動実施における補助、協力を実施する必要が認められたときは、乙の判断により乙の 会員を、歯科医師の駐在する医療救護施設等へ派遣する。
- 4 乙は、前項の規定により歯科衛生士を派遣した場合には速やかに甲に報告し、その承認を得る。

この場合において、甲が承認した歯科衛生士の派遣は、甲の要請に基づく歯科衛生士の派遣とみなす。

### (歯科衛生士の業務)

- 第3条 歯科衛生士の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 歯科医師の診療補助
  - (2) 医師の補助
  - (3) 避難所等において口腔衛生指導・摂食嚥下指導
  - (4) その他必要な事項



(歯科衛生士に対する派遣先における指示等)

第4条 乙が派遣する歯科衛生士に対する現場における指示および医療救護活動の連絡調整は、市町村長および医療救護施設等の管理者又は一般社団法人奈良県歯科医師会災害対策本部本部長が行う。

# (歯科衛生士の輸送等)

第5条 甲は歯科衛生士の輸送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

歯科衛生士が使用する歯科材料・器機・薬剤等については、当該歯科衛生士が携行するもののほか、市町村長および医療救護施設等の管理者又は一般社団法人奈良県歯科医師会災害対策本部本部長がその供給について必要な措置を講ずる。

### (扶助金の支給)

第6条 甲は、災害救助法第8条(救助業務への協力命令)の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法第12条(扶助金の支給)および同法施行令第13条(扶助金の種目)から第21条(打切扶助金)の定めるところにより扶助金が支給されるよう努める。

#### (実費弁償)

第7条 甲は、乙が救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第18条(費用の支弁区分)及び、同法施行令第11条(実費弁償)に準じ弁償する。

# (協定の適用)

- 第8条 この協定は、平成28年7月21日から、効力を有する。
- 2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。 ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

# (疑義の解決)

第9条 この協定に定めの無い事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の 定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1



通を所持する。

平成28年7月21日

(甲) 奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良県歯科医師会 会長 森口 浩充 ⑩

(乙) 奈良市三条本町7番30 三条ハイツ911号 一般社団法人 奈良県歯科衛生上会 会長 吉福 美香 ⑩

